

## 検討会（第1回）における主な指摘事項とその整理について

検討会（第1回）で委員より指摘された一部の論点について、下記の通り整理する。

### 1. 有効利用

事業が終了した着床式洋上風力発電施設を有効利用する場合は、海洋汚染等防止法に基づく廃棄許可は不要である。なお、魚礁などの有効利用の可能性については、廃棄許可の基準の一つとして、「海洋に捨てる方法以外に適切な処分の方法がないもの」であることを示すにあたり必要な検討として、「着床式洋上風力発電施設の廃棄許可に係る考え方（仮称）」に記載予定。

### 2. 残置後の責任の所在と存続期間

海洋汚染等防止法に基づく廃棄許可をもって残置した場合については、法第10条の9が準用される法第43条の4において、海洋施設の廃棄海域の汚染状況の監視を義務づけており、告示により、その実施時期（※）を定めている。

※ 海洋施設のうち上載設備等の全部及び架台等の全部又は大部分を陸上に撤去し、架台等の残部及びパイプライン等を残置する場合の海域の状況に係る監視の実施時期（海洋施設廃棄の許可の申請に関し必要な事項を定める件（平成18年12月21日環境省告示第153号）第4.2(1)2))

- ①当該海洋施設の設置後20年以上経過してから廃棄される場合にあつては、廃棄後3年目（又は4年目以降の適切な時期）に監視を実施することを原則とする。
- ②当該海洋施設の設置後20年以上を経過せずに廃棄されるものにあつては、設置時の設計条件（耐久性等）を明らかにした上で、環境上の問題を生じていないとするに適切な廃棄後の時期に監視を実施することを原則とする。
- ③当該海洋施設の設置以降、経時的に当該海洋施設の状態及び海洋環境の状況について情報が得られている場合にあつては、それらを活用して適切な監視時期を定めることができるものとする。

### 3. 海底送電線・通信ケーブルの廃棄の考え方

本検討会において明確化する廃棄許可手続きや基本的な考え方については、海防法上の「海洋施設」に該当する着床式洋上風力発電施設の許可基準に係る考え方を示すものとしているため、「海洋施設」に該当しないと整理される海底送電線・通信ケーブルについては、本検討会の検討対象外とさせていただきたい。